

滋賀県漁業調整規則の改正について

ホンモロコ採捕の規制の追加および定型的な改正を行う

1 ホンモロコ産卵保護のための採捕の規制

◆ ホンモロコ

- ・琵琶湖固有種であり、重要水産対象種
- ・産卵期は3月～6月で、琵琶湖沿岸部や内湖の水際のごく浅いところ、または流れのある河川に産卵する



図1 ホンモロコ

◆ 資源水準と保護対策の経過

1960年代 1970年代	漁獲量 350 トンを超えることも
1990年代	漁獲量急減
2004年	漁獲量 5 トンまで減少
2008年～	集中的な外来魚駆除などが功を奏し、伊庭内湖周辺でホンモロコが増加
2012年～ 2015年	琵琶湖海区漁業調整委員会指示により、伊庭内湖周辺（伊庭内湖～琵琶湖までの水域）において、産卵期の1か月間ホンモロコ禁漁【漁業者】 →ホンモロコが大幅に増加 →ホンモロコ遊漁者殺到
2016年～	琵琶湖全体において5、6月の2か月間ホンモロコ自主禁漁【漁業者】
2017年～	上記自主禁漁に加えて、滋賀県内水面漁場管理委員会指示（以後、内水面委員会指示）を毎年発出し、ホンモロコの産卵が多量かつ遊漁者による親魚の採捕が容易な、西の湖に流入する山本川、伊庭内湖に流入する瓜生川、舩光寺川（図3～6）において、4、5月の2か月間全ての水産動物の採捕を禁止【漁業者・遊漁者】

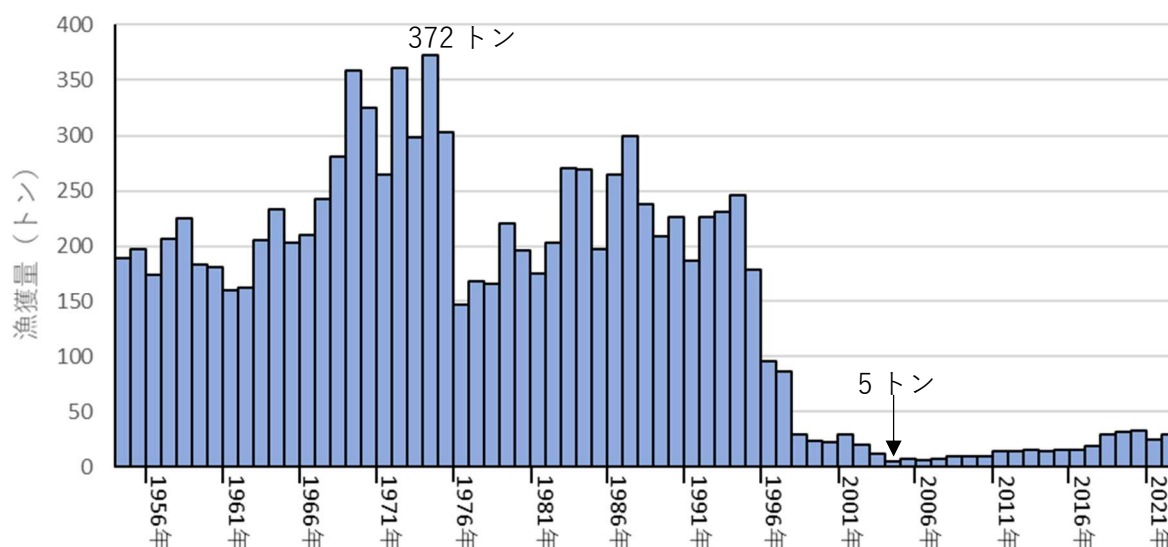


図2 ホンモロコ漁獲量の推移



図3 当該3河川の地図



図4 山本川



図5 瓜生川



図6 躰光寺川

◆ 遊漁者による採捕尾数と採捕禁止効果の推定

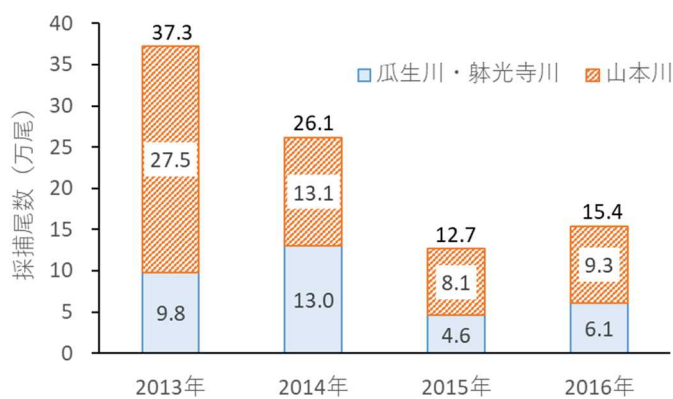


図7 遊漁者によるホンモロコ産卵親魚採捕尾数(水産試験場調査)



産卵保護による資源への加入を推定
(水産試験場)

当該3河川を採捕禁止にすれば、

33万～96万尾が資源加入するはずであったと試算された

◆ ホンモロコ産卵保護のための内水面委員会指示

(令和 6 年 3 月 26 日滋賀県内水面漁場管理委員会指示第 2 号)

次の区域および期間においては、全ての水産動物の採捕をしてはならない。ただし、滋賀県漁業調整規則（令和 2 年滋賀県規則第 103 号）第 46 条第 1 項の規定により知事の許可を受けた者については、この限りでない。

1 禁止区域

東近江市伊庭町にある瓜生川の目崎橋下流端から天尾橋上流端までの区域
東近江市躰光寺町にある躰光寺川の躰光寺橋下流端から大橋上流端までの区域
近江八幡市安土町にある山本川の西沢橋下流端から松原橋上流端までの区域

2 禁止期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 6 年 5 月 31 日まで

2017 年(平成 29 年)から 8 年間、毎年同様の指示を発出している

◆ 委員会指示発出後のホンモロコ産卵量

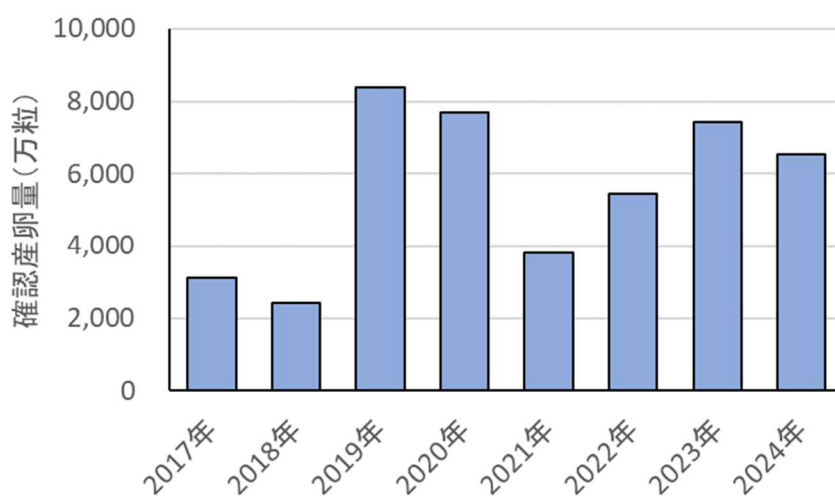


図 8 山本川におけるホンモロコ産卵量調査の結果(水産試験場調査)

当該河川のホンモロコ産卵場としての重要性に現在まで変化はない

当該 3 河川の採捕禁止措置については、平成 29 年より内水面委員会指示で行ってきたが、現在では固定的に調整することが適当な事柄であると判断されるため、ほぼ同様の内容で滋賀県漁業調整規則に規定する。

◆ 委員会指示と漁業調整規則の性質の比較

(内水面漁場管理) 委員会指示	漁業調整規則
漁業法第二百十条および第七十一条 4 項に基づいて、水産資源の保護培養、漁業取締その他漁業調整上必要がある場合と認めるときに、関係者に対し委員会が必要な指示をすることができる。 委員会指示は、<u>都道府県漁業調整規則、免許、許可の制限条件等によって固定的に調整することが不適当な事柄について、随時に局地的に漁業調整を発動されるもの。</u>	漁業法第百十九条及び水産資源保護法第四条に基づいて、水産資源の保護培養、漁業取締りその他漁業調整を図り、あわせて漁業秩序の確立を期することを目的とするもので、水産動植物の採捕又は処理に関する制限又は禁止等について、都道府県知事が定める規則（法定受託事務）。改廃には<u>国の認可が必要。</u> 必要な罰則を設けることができる。

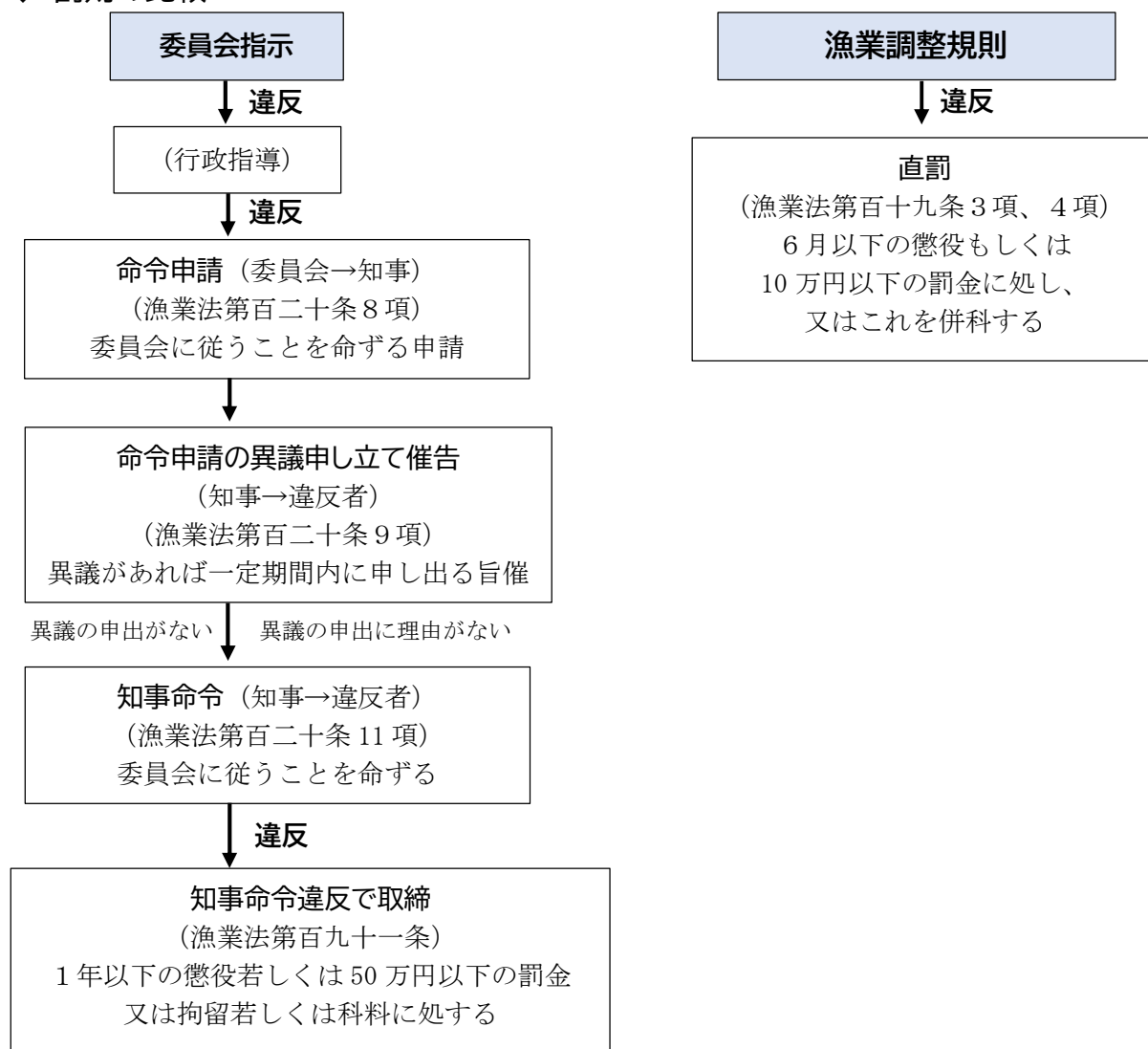
◆ 調整規則化に規定することに伴う変更点

水産庁から、ホンモロコの産卵保護のために全ての水産動物を採捕禁止にすることは、過剰な制限にあたると考えられるとの助言を受けた。このため、現行の内水面委員会指示では「全ての水産動物」を採捕禁止にしているところを、調整規則では「ほんもろこ」のみ採捕禁止とする。

◆ パブリックコメントの結果

令和6年10月7日から11月7日までパブリックコメントを行ったが、意見の提出はなかった。

◆ 罰則の比較



2 定型的な改正

法律の改正および文言の適正化のために全国一律で改正されるもの

① 漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う所要の改正

漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 66 号）が令和 6 年 6 月 26 日に公布され、このうち、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 52 条に 1 項を加える改正規定は令和 6 年 7 月 16 日に施行された。

当該改正規定の内容は、水産資源の持続的な利用を確保するため、衛星船位測定送信機等の備付け及び操業期間中等の当該電子機器等の常時作動を命じられた者は、通信の妨害その他当該命令に係る電子機器の機能を損なう行為をしてはならないこと等を新たに規定するものである。

規則の当該改正については、漁業法に規定されている条項であるが、一連の手続や規制の

内容について、漁業者等が適切に理解できるよう確認的に記載するものである。なお、罰則については、規則ではなく漁業法第 195 条第 3 号で規定されている。

②刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う所要の改正

刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 67 号）が令和 4 年 6 月 17 日に公布され、令和 7 年 6 月 1 日から施行される。

改正の内容は、刑事施設における受刑者の処遇及び執行猶予制度等のより一層の充実を図るため、懲役及び禁錮を廃止して、拘禁刑を創設等するものである。

このうち拘禁刑の創設については、規則において手当てが必要となることから、関係条文を改正する。

③文言の適正化

両罰規定の対象となる規定（規則第 57 条及び第 58 条）について、自然人を対象とすることを明確化する。

3 今後のスケジュール

- ・資料作成、水産庁確認
- ・委員会に諮問（海区、内水面）
- ・水産庁と事前協議（書類上）
- ・水産庁に認可申請
- ・認可
- ・公布、施行（早ければ 3 月中）

現段階

- ・パブリックコメント（済）
- ・地方検察庁と協議

※本委員会で諮問・答申された規則案について、今後の水産庁および検察庁との協議において、規制内容に影響を及ぼさない軽微な変更が生じた場合の対応については、事務局に一任されたい。